

温 泉 分 析 書

(鉱泉分析試験による分析成績)

No 2527

- 1 申請者住所氏名 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 鳥取市長 竹内 功
 2 源泉名および湧出地 鳥取県鳥取市鹿野町今市1403 鹿野温泉 山茶苑前配湯所
 3 湧出地における調査および試験成績
 (イ) 調査および試験者 公益財団法人 鳥取県保健事業団 永田 直樹 久保田 昌平
 (ロ) 調査および試験年月日 平成26年1月28日
 (ハ) 泉 温 62.0℃ (気温 11.8℃)
 (ニ) 湧 出 量 *** L/min (測定不能)
 (ホ) 知覚的試験 無色透明、無臭、無味
 (ヘ) pH 値 7.7 (ト) ラドン(Rn) 1.0×10^{-10} Ci/kg
 4 試験室における試験成績
 (イ) 試験者 公益財団法人 鳥取県保健事業団 奥山 孝雄 田中 正樹
 (ロ) 分析終了年月日 平成26年2月20日
 (ハ) 知覚的試験 無色透明、無臭、無味
 (ニ) 密 度 0.9990 (20℃/4℃) (ホ) pH値 8.0
 (ハ) 蒸発残留物 0.771 g/kg (110℃)
 5 試料1kg中の成分・分量および組成
 (イ) 陽イオン

成 分	ミリグラム (mg)	ミリバール (mval)	ミリバール% (mval%)
ナトリウムイオン (Na ⁺)	241.2	10.49	88.52
カリウムイオン (K ⁺)	6.2	0.16	1.35
マグネシウムイオン (Mg ²⁺)	0.1	0.01	0.08
カルシウムイオン (Ca ²⁺)	23.9	1.19	10.04
アルミニウムイオン (Al ³⁺)	0.0	0.00	0.00
マンガンイオン (Mn ²⁺)	0.0	0.00	0.00
フェロイオン (Fe ²⁺)	0.0	0.00	0.00
陽イオン計	271.4	11.85	99.99

(ロ) 陰イオン

成 分	ミリグラム (mg)	ミリバール (mval)	ミリバール% (mval%)
フッ素イオン (F ⁻)	2.9	0.15	1.31
塩素イオン (Cl ⁻)	280.3	7.91	68.84
臭素イオン (Br ⁻)	0.6	0.01	0.09
硫化水素イオン (HS ⁻)	0.0	0.00	0.00
チオ硫酸イオン (S ₂ O ₃ ²⁻)	0.0	0.00	0.00
硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	100.1	2.08	18.10
炭酸水素イオン (HCO ₃ ⁻)	81.8	1.34	11.66
炭酸イオン (CO ₃ ²⁻)	0.0	0.00	0.00
陰イオン計	465.7	11.49	100.00

(ハ) 遊離成分

非解離成分

成 分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
メタケイ酸 (H ₂ SiO ₃)	75.1	0.96
メタホウ酸 (HBO ₂)	16.2	0.37
メタ亜ヒ酸 (HAsO ₂)	0.9	0.01
非解離成分計	92.2	1.34

溶 存 物 質 (ガス性のものを除く) 0.829 g/kg

溶 存 ガ ス 成 分

成 分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
遊離二酸化炭素 (CO ₂)	7.0	0.16
遊離硫化水素 (H ₂ S)	0.0	0.00
溶存ガス成分計	7.0	0.16

成 分 総 計 0.836 g/kg

(ニ) その他の微量成分

ヒ素: 0.651 mg/kg 総水銀、鉛、カドミウム、銅: 検出されない

6 泉 質

単純温泉 (低張性 弱アルカリ性 高温泉)

7 禁忌症、適応症は別紙による

平成26年2月20日

登 録 番 号

鳥取県 環10第1号

所 在 地

鳥取市富安二丁目94番4

登録分析機関の名称

公益財団法人鳥取県保健事業団

代表者の氏名

理事長 岡本公男



温泉分析書別表（温泉分析書 No. 2527）

1. 申請者住所氏名 鳥取県鳥取市尚徳町116番地
鳥取市長 竹内 功
2. 源泉名及び湧出地 鳥取県鳥取市鹿野町今市1403
鹿野温泉 山紫苑前配湯所
3. 泉 質 単純温泉
(低張性 弱アルカリ性 高温泉)
4. 泉質に基づく禁忌症、適応症は次のとおりである。
浴用の禁忌症 温泉の一般的禁忌症
急性疾患（特に熱のある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中（特に初期と末期）
浴用の適応症 療養泉の一般的適応症
神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

飲用の禁忌症

飲用の適応症
5. 浴用、飲用の一般的注意事項は次のとおりである。
浴用上の注意事項
 - 1) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。
その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。
 - 2) 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
 - 3) 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴場反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
 - 4) 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
 - ・入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - ・入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - ・入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。
 - ・入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - ・次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
高度の動脈硬化症、高血圧症、心臓病
 - ・熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
 - ・食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - ・飲酒しての入浴は特に注意する。
飲用上の注意事項
 - 1) 飲用療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましいこと。
 - 2) 温泉飲用の1回の量は一般に100mlないし200ml程度とし、その1日の量はおおむね200mlないしは1000mlまでとすること。
 - 3) 強塩泉、酸性泉、含アルミニウム泉及び含鉄泉はその泉質と濃度によって減量し、又は希釈して飲用すること。
 - 4) 以上のほか、飲用については次の諸点について注意すること。
 - ・一般には食前30分ないし1時間がよい。
 - ・含鉄泉、放射能泉及びヒ素又はヨウ素を含有する温泉は食後飲用する。含鉄泉飲用の直後には茶、コーヒーなどを飲まない。
 - ・夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。

(注) この別表は、温泉法第18条による掲示に必要な参考資料です。